

審 査 基 準

平成17年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の8第1項
処 分 概 要：確認事務受託対象法人の登録
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 道 路 交 通 法 ・ 第51条の8第2項（登録の申請） ・ 第51条の8第3項、第4項（登録の要件） 確 認 事 務 の 委 託 の 手 続 等 に 関 す る 規 則 ・ 第2条第1項、第2項（登録の申請） ・ 第3条、第4条（登録の要件）
審 査 基 準： 道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 8 第 3 項 各 号 の い ず れ に も 該 当 せ ず、か つ、同 条 第 4 項 各 号 の す べ て に 適 合 す る と き に は、登 録 す る。 道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 8 第 3 項 第 2 号 八 に 該 当 す る 者 と は、具 体 的 に は、犯 歴 及 び そ の 内 容、暴 力 団 等 の 関 係 等 か ら 判 断 し て 集 団 的 又 は 常 習 的 に 暴 力 的 不 法 行 為 等 を 行 う お そ れ が あ る と 認 め ら れ る 者 を い う。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手續等に関する規則第3条に掲げるものをいう。 道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 8 第 4 項 第 1 号 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 場 合 と は、申 請 法 人 が そ の 旨 を 誓 約 す る 場 合 等 当 該 法 人 が 同 号 に 掲 げ る 機 械 器 具 等 を 用 い て 確 認 事 務 を 行 う も の で あ る と 認 め ら れ る 場 合 を い う。 道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 8 第 4 項 第 2 号 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 場 合 と は、登 録 申 請 時 に お い て、当 該 申 請 法 人 が 2 名 以 上 の 駐 車 監 視 員 資 格 者 証 保 有 者 を 現 に 確 保 し て い る 場 合 等、当 該 申 請 法 人 が 駐 車 監 視 員 を 用 い て 放 置 車 両 の 確 認 等 を 行 う も の で あ る と 認 め ら れ る 場 合 を い う。
標 準 処 理 期 間：50日以内
申 請 先：申請書は、兵庫県内の警察署の交通課の窓口、又は兵庫県警察本部交通指導課に提出してください。
問 い 合 せ 先：兵庫県警察本部交通部交通指導課放置駐車管理センター 078 - 341 - 7441（内線5154）
備 考：